「全世代対応型社会保障法案」(医療保険各法、医療法、介護保険法など主に11本の関係法律の改正)が2023(令和5)年5月12日に成立しました。出産育児一時金に保る後期高齢者医療制度からの支援関連率の段階的引き上げ、かの関係が発揮される制度整備等が行われます(施行期日は一部を除き2024(令和6)年4月1日)。その内容をみていきます。

「持続可能な社会保障制度」の

確立を目指して

和2)年12月に最終報告をとりまとめ、これ世代型社会保障検討会議」では、2020(令2019(令和元)年9月から開催された「全念ため、社会保障政策が取り組むべき課題を代」を迎えようとしているが、これに対処す代」を迎えようとしているが、これに対処す

興感染症等への対応を位置づける等の医療提

供体制の改革、

一定以上所得の後期高齢者の

自己負担割合の引き上げ

(2割)、

紹介状

児休業の取得促進、

都道府県の医療計画に新

児童の解消に向けた保育所の整備、

男性の育

いる (図1)。

同改正法の主な内容は、

次のようになって

囲の拡大、年金受給開始時期の選択肢の拡大、 予防・健康づくりに関する政策のエビデンス 国会で成立)等により、 出された「年金制度の機能強化のための国民 が同月に閣議決定された。 に基づく推進、不妊治療への保険適用、 介護インセンティブ交付金の抜本強化、介護 機会の確保、中途採用・経験者採用の促進 在職老齢年金制度の見直し、 法等の一部を改正する法律」(令和3年通 型の社会保障制度を構築するための健康保険 手当法の一部を改正する法律」、「全世代対応 会で成立)、 法等の一 年金法等の一部を改正する法律」、 を踏まえた「全世代型社会保障改革の方針 部を改正する法律」(令和2年通常国 「子ども・子育て支援法及び児童 被用者保険の適用範 その後、 70歳までの就業 「雇用保険 国会に提

「全世代型社会保障検討会議」を引き継ぎ、2021(令和3)年11月に第1回会合が開催された「全世代型社会保障構築会議」は、「持備された「全世代型社会保障構築会議」は、「持合的な検討をさらに進めることを目的に設置され、2022(令和4)年12月に報告書をされ、2022(令和4)年12月に報告書を

議院本会議で可決・成立した。

ま、医療法、介護保険法など主に11本の関係法律を改正する「全世代対応型の持続可能な法律を改正する法律案」が2023(令和の一部を改正する法律案」が2023(令和の一部を改正する法律案」が2023(令和の一部を改正する法律案」が2023(令和の一部を改正する法律を受け、医療保険各

1. こども・子育て支援の拡充

①出産育児一時金の支給額を引き上げる(※)

(※) 42万円→50万円に2023(令和5)

る医療機関の対象範囲拡大等が行われた。

しで外来受診した場合の定額負担が必要とな

行う

0 4 見 月 える化を か 5 引 3 げ 政 令)、

保険 都 道府 料

税

る。

町

村

負

担

することと

①都

道

医

正

花計

画に

5

V

て

計

画

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢 者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護 保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

- <u>こども・子育て支援の拡充</u> [健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等]
- 出産育児一時金の支給額を引き上げる(※)とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。 ※)42万円-50万円に令和5年4月から引き上げ(放令)、出産費用の見る化を行う。 産前産後期間における国民健康保険料(税)を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

- 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し [健保法、高確法]
- 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代 1 - 人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
- 健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。
- 医療保険制度の基盤強化等 [健保法、船保法、国保法、高確法等]
- 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組み を導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わ
- せた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化(6年)し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。
- 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化 [地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高権法等] 4
- かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、
- (2)
- 介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- 一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う

施行期日

令和6年4月1日(ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、 3①の一部及び4①は令和7年4月1日、 4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日)

前

別高齢

者

0

療

給

付

を

倸

險

治間

で

調 医

整

する

仕

援 付 が 険 険 組 う。 0 13 0 0 0 厳 導 者 0 金 組 応 み 財 負 後 合連 担 導 事 12 じ 政 期 等 業に お が 7) 7 お 支 高 合会 健 調 大 を V V 援 齢 **き** 行 整 被 対 保 7 て、 者 0 する. う。 う。 用 す 組 が は 拡 支 なる 者保 る財 報酬 被用 行う 合 援 充 健 仕 を 場 金 政 0) 財 康 水 者 険 組 準 葆 支 交 政 保 2

後 た 料 齢 方 で を る 金 よう見直 法 期 後 期 ŋ 者 公 0 لح 高 平 期 高 に 療制度 の見直 0 1 齢 高 伸 齢 に つ 後 者負 節齢者 者 現 び 支 期 当 V す。 率 役 0 え て、 高 た と現 が # 担 医 あ ŋ 齢 位療給 同 代 率 う 役世 者 の 後 0 じ 1 Ź 支 保 期 衍 لح 設 め 援 当 費 険 高 定

②都道

府

県

が

定する

玉

民

健

康

保

険

運

営

方

針

営期

間

を法 策

定化

6

年

医

療費

適

B

玉

保

事

務

の標準

化

広

域

化

0

推

進

意することとする。

ピ 画

Ī

を

効

果

的

か

か

ŋ

つ

ゖ

医 効

機 率

能 的

0

確 組

保 2

0) あ 療

重 わ

要

性 た

に

せ 介 行

提

供

0) の

目

I標設定

際

L

7 0

は

医

護

サ

役

割

お

よび

責務

明 正 与

確 化

化

等

を

ٞڿٞ

計

関 正 0)

す 化 運

る事

項等を必

須記載とす

る

経過 療給 4 組 担 2 を踏 E 医 費 つ 置 療 まえて廃止する。 V 等 ٤ て を L 被 7 護 対 用 存 象者 者保 続す 0 連 んる退 0) 険 獲機 減 者 少 職 間 能 Þ 被 で 保 お 調 保 険 整 険 者等 す 者

2 うための高齢者医 代で公平に支え合 局齢者医 療を全世

す 計 らる。

ま

医 評

療 価に

費

適 関

向

け 組

た都

道

府

道 記

県ごとに

保険者協

議

会を必

置

す 県

N

き事 |療費適

項

を充実させ

る

لح

b

画

0 府 載 府

策

定

する仕

み

を とし

導

供体制 等 め 基 三盤強化 よび

② 医 医 供 か 療・ を 行 医 療 まえて医 の か う当 強 りつけ 域 療 保 介護 での 化 険 的 Ŕ 介 者と介 逘 療 護 サ 協 実 か 機 業を地 1 情 議 施 介護 能に か ピ 報 護 0 'n す ス 保険 仕 0) ることと ゟ 0 0 · つ 域 収 組 各種 け ٧V 質 支援事業とし 者 集 み 医 Z 0 を構築 が 機能 計 向 提 被 国民 し 画 上 供 保 13 0 を 等 険 報告 介 \sim 反 図 治者等 護 を の 映 る 協 7 保 行 情 す た 位 う 険 12 議 基 報 . Ø 事 係 を

提

図1~5…第13回全世代型社会保障構築会議(令和5年2月24日)資料1より



る

仕

0

医

ゖ

3 医 療保険制度の基盤強化等

在宅復帰に向けて ーメイドのリハビリを提供

兵庫県神戸市・医療法人社団渾深会 `護老人保健施設

療 域 に根ざした 介護サービスを提供

福祉医療機構では、地域の福祉医療基 盤の整備を支援するため、有利な条件で の融資を行っています。今回は、その融 資制度を利用された兵庫県神戸市の介護 老人保健施設「鵠芭」を取りあげます。 同施設は、リハビリ専門施設として在宅 復帰に向けてオーダーメイドのリハビリ を提供しています。施設概要や実践する 取り組みについて取材しました。

を運営 を支えている。 長田区、 多機能型居宅介護と認知症高齢者 護ステー 奥知 ルー 法人施品 プホー 外科医院をはじめ、 中央区の在宅医療 設は、 ション「神楽」、 主に L の複合施設 神戸市の兵庫区 和 34年に開 「更紗 小規模 訪 介護 問

いる。 た医療 う法人理念のもと、 療 渾深 庫 「県神戸 介護を通して助ける」とい 会 介護サ は、 , 市にある医療法人社 困 ĺ 一って ピ 地域に根ざし スを提供して V る人を

の規

垂

開設した。 拡大しているという。 に神戸市 老健を開設した経緯につい さらに、 介護老人保健施設 0 同法人は令和4 公募事 業の採択を受 鵠芭 年9 月

2000人ほど増加するなか、 内全体の老健の定員数は平成27 説明する。 が進行 「事長の奥知博志氏は次のように 市は、 要介護認定者が毎 全 玉 [と 同 様 12 高 7 年 では新規の事業計画を考えて 復帰の機能を担う老健 わらず、 内でも高齢化が進んだ地域に

高 画

かったことから老健の

新

介護施設が少なく、

・も関

のニ

1

しました。

もともと、

当

法

V

|神戸

から往診を開始するとともに、

^医療機関が少なかった開院当時

同法人は、

地域で在

宅医

|療を行

開設 年間 5 とくに、 20 した老健はありません 床 (令和3年度時点) 0 増 開設地の兵庫 床にとどま b, で新規 区 でし は 直

立ち上げた際に 知症高齢者の 業を展開 に対応するかたちで事 問リハビリにも力を ムととも しては、 的に 泊 地 提供する小規模 域 グ してきた。 の支援ニ 訪問」 ル アププ 増 通 は、 加

看護ステーシ

3

トを開設してエリアを を支えている。 現在、 、を擁する市内でも有 で生活し続けること することにより、 ンは、 一水市にサテライ 模 訪問看護 となって 看護師 ステ

ショ

施設の概要

医療法人社団 護老人保健施設 鵠芭 渾

、機能型居宅介護を併

を

ホ

T652-0041

兵庫県神戸市兵庫区湊川町6丁目4-12

078-578-3333

078-578-3335

URL http://tazuha.com/

設:令和4年9月

理事長: 奥知博志 入所定員:80人

併設施設:ショートステイ、通所リハビリテ

ョン、訪問リハビリテーション

法人施設:奥知外科医院/訪問看護ステ -ション「神楽」/認知症対応型共同生活介護・小規

模多機能型居宅介護「更紗」



1



土地の確保で目

途

続きは、

月刊誌 山井田

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料/1年間・・・・7,524円(税、発送料込) 体裁/A4変型判 本文36ページ 編集・発行/独立行政法人福祉医療機構 編集協力/株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階 独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949